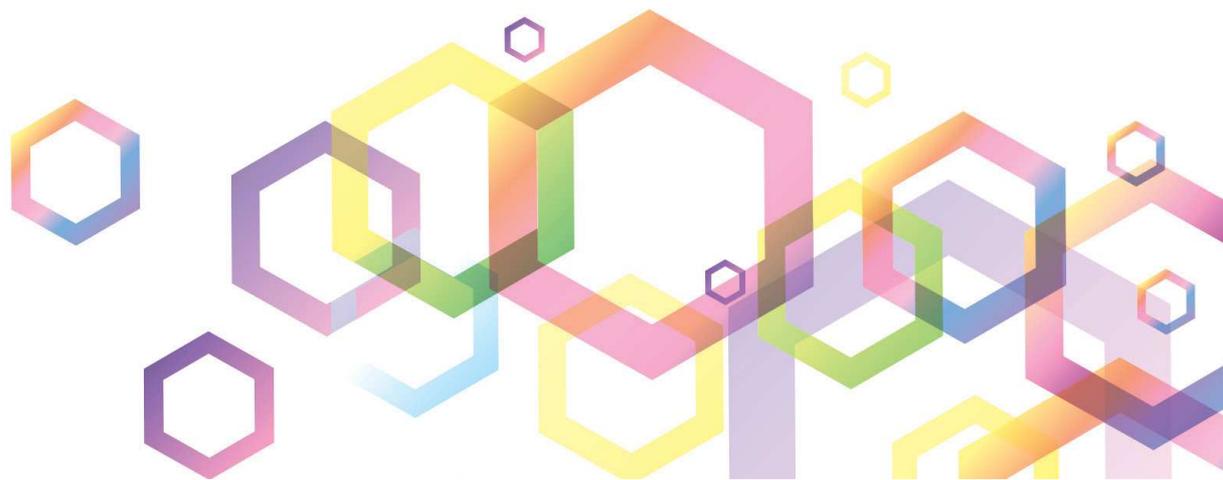




部門別計画

都市像 3

心がふれあい
安心の輪でつながるまち



都市像3 心がふれあい 安心の輪でつながるまち									基本構想
基本方向4 自立と生活を支え 確かな安心を築く		基本方向3 いきいきと働き 希望が 実現できるまちをつくる		基本方向2 心も身体も元気 はつらつ生活を支援する		基本方向1 人とひとのきずなを深め ともに生きる			
3402	3401	3301	3201	3105	3104	3103	3102	3101	
生き活きとした暮らしと自立を促進する	市民の意識を高め社会保険制度の適正な運用を図る	雇用の対策と働きがいのある就労環境をつくる	だれもが心身共に健康で、いきいきと暮らせる地域づくりを推進する	障がいのある人もない人もだれにでも暮らしやすい地域社会を推進する	高齢者の安心在宅生活を支援する	「ちゅいしいじい」の助けあいの心でつながる福祉のまちを推進する	男女共同参画社会づくりを推進する	人権を尊重する地域社会づくりを推進する	
①生活保障と自立支援 ②生活困窮者の自立促進 ③自殺対策の推進		①国民健康保険の健全化と後期高齢者医療制度の運営 ②介護保険サービスの充実と制度の適正運営 ③将来の安心を支える国民年金制度の普及促進 ④中小企業従事者の福利厚生 ⑤情報通信関連産業における就労の促進		①ライフステージの特性に合わせた健康づくり支援 ②地域社会資源等を活用した生活習慣病対策の促進 ③感染症予防の推進 ④介護予防と自立支援の推進 ⑤難病患者等の地域生活の支援		①地域包括ケアシステムの構築 ②認知症高齢者等の支援の充実 ③生活環境づくりの支援と在宅生活の促進 ④生きがい活動と社会参加の促進 ⑤障がい者の自己決定の尊重および意思決定の支援			①人権教育および人権啓発の推進 ②市民に身近な人権擁護体制の充実 ③権利擁護の普及と支援体制の充実 ④虐待等の防止と組織的な支援の強化 ①男女共同参画社会づくりへの取り組み ②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ③関係団体等とのネットワークの拡充 ①福祉のまちづくりの推進 ②「ちゅいしいじい」の心で広げる担い手の育成 ③福祉コミュニティの充実と情報発信の強化

後期基本計画

都市像 **3** 心がふれあい 安心の輪でつながるまち基本方向 **1** 人とひとのきずなを深め ともに生きる

施策 01 人権を尊重する地域社会づくりを推進する

▼ 施策の方向

1. 人権教育および人権啓発の推進

人権尊重の精神の涵養^{注1}を図る人権教育を推進するため、関係機関との連携により、市内小・中学校での人権教室^{注2}の拡充に努めるとともに、人権尊重に対する市民の意識啓発を図るなど、人権尊重の理念の普及に取り組む。

2. 市民に身近な人権擁護体制の充実

人権侵害の早期発見や迅速な対応ができるよう、関係機関との連携による定期的な特設人権相談所^{注3}の設置により、市民に身近な人権擁護体制の充実を図る。

3. 権利擁護の普及と支援体制の充実

認知症高齢者や意思決定が困難な障がい者などの権利の侵害を防止するため、成年後見制度および日常生活自立支援事業の普及・利用の促進を図るとともに、円滑な制度の運用に向け、市民後見人や生活支援員等の人材の育成および支援組織の確保に取り組む。

4. 虐待等の防止と組織的な支援の強化

児童や高齢者、障がい者等に対する虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）等の未然・再発防止に向け、被害実態の把握や被害者および養護者等に対する支援など、関係機関とのネットワークを活かし、市民への意識啓発や早期発見・早期対応につながる組織的な支援の充実・強化を図る。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
人権教室の開催数	82 回	85 回	

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 人権教育・啓発に関する基本計画（平成23年度）
- ・ 第4次沖縄市地域保健福祉計画（平成24～28年度）
- ・ 第4次沖縄市障がい者プラン（平成27～32年度）
- ・ 第5次沖縄市高齢者がんじゅう計画（平成27～29年度）
- ・ 第2次沖縄市男女共同参画計画
ひと・きらめきプラン（平成25～34年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 権利擁護推進事業
- ・ 人権啓発費
- ・ 人権教室の開催
- ・ 特設人権相談所の開設（毎月1回）
- ・ 沖縄人権擁護委員協議会負担金
- ・ 沖縄被害者支援ゆいセンター補助金

▼ 現状と課題

人権教育および人権啓発の推進

人権は、人間の尊厳について各人が持っている固有の権利であり、人権の尊重は、人類の普遍的な原理である。また、基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本原理の一つでもあり、最大限に尊重されなければならないものである。

しかしながら、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、感染症患者等をめぐるさまざまな人権問題が生じるとともに、近年はネット上で差別的情報の掲示による人権侵害や性的少数者の方々に対する偏見等、これまでと違った形での人権問題も起きている。その背景にはさまざまな要因があるものの、根本的には、人権尊重の理念について正しい理解やこれらを実践する態度が十分定着していないことなどがいわれており、人権教育の重要性が力説されている。

市民に身近な人権擁護体制の充実

本市においては、これまで、学校教育や社会教育をととして人権教育を推進するとともに、人権擁護委員連絡会との連携による人権教室等の開催、月に一度の特設人権相談所の開設を支援している。今後も、関係機関と連携しながら人権擁護体制の充実に努めていく必要がある。

権利擁護の普及と支援体制の充実

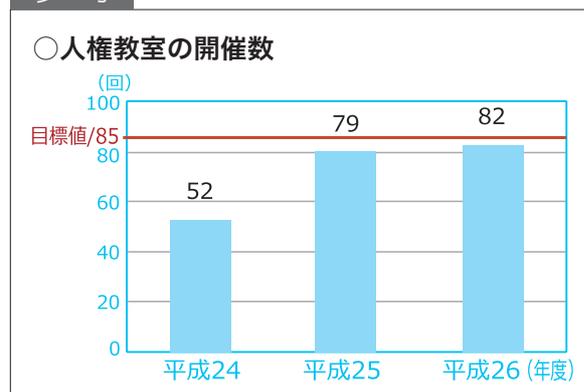
成年後見制度にもとづき、認知症高齢者や意思決定が困難な障がい者の人権擁護に取り組んできたが、制度自体が一般市民へ十分に浸透していないこと、後見人の担い手の不足等の課題があることから、制度の普及や利用を促進するとともに、支援する人材の育成および組織体制の充実に努める必要がある。

虐待等の防止と組織的な支援の強化

配偶者からの暴力や児童、高齢者、障がい者等に対する虐待については、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、厳正な対処と対応が必要である。

本市においても、これまで関係機関との連携や地域とのネットワーク形成を図るとともに、虐待防止に関する講演会や研修会等の開催、相談体制の強化に努めてきた。今後も、暴力や虐待の未然防止、被害者への迅速・適切な対応、養護者への支援などをおこなうため、関係機関との連携強化および地域とのネットワークの充実に努めるとともに、相談等の支援体制の充実・強化が必要である。

参 考



用語の解説

◆注1 涵養

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

◆注2 人権教室

人権擁護委員が小・中学校に出向き、啓発ビデオや啓発冊子、手作り紙芝居などを活用して、命の尊さや思いやりの大切さを伝えている。

◆注3 特設人権相談所

那覇地方方法務局やその支局で常時開設している相談所を常設人権相談所といい、市町村役場で臨時的に開設する相談所を特設人権相談所という。

本市では毎月1回、人権擁護委員が市役所1階市民ロビーにおいて特設人権相談所を開設し、相談に応じている。

都市像 **3** 心がふれあい 安心の輪でつながるまち基本方向 **1** 人とひとのきずなを深め ともに生きる**施策 02 男女共同参画社会づくりを推進する**

▼ 施策の方向

1. 男女共同参画社会づくりへの取り組み

沖縄市男女共同参画推進条例の基本理念や目的、市（行政）・市民・教育関係者・事業者等の役割等について庁内外へ広く周知するとともに、第2次沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）を推進し、すべての人が互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに取り組む。

2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

沖縄市男女共同参画センターにおける各種講座の開催、多様なテーマの講演会の実施および啓発紙「きらめき」の発行により、一人ひとりが自らに合った仕事と生活（家庭・地域等）の調和のとれた働き方など、すべての人がともにライフスタイルを柔軟に選択できる男女共同参画社会づくりに取り組む。

3. 関係団体等とのネットワークの拡充

男女共同参画社会に対する市民の理解を深めるため、きらめきフェスタや男女共同参画週間における周知活動を沖縄市女性団体連絡協議会との協働により開催するとともに、男女共同参画社会づくりに向けネットワークの拡充を図る。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
沖縄市男女共同参画センター利用者数	4,744 人	5,000 人	
各種審議会等に占める女性の割合	28.9%	30.0%	※地方自治法（第202条の3）にもとづく審議会等ならびに地方自治法（第180条の5）にもとづく委員会等

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市男女共同参画推進条例（平成23年度）
- ・ 第2次沖縄市男女共同参画計画
ひと・きらめきプラン（平成25～34年度）
- ・ 第4次沖縄県男女共同参画計画
～ DEIGO プラン～（平成24年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 男女共同参画推進事業
- ・ 沖縄市男女共同参画センター事業
- ・ 沖縄市女性団体連絡協議会補助金

▼ 現状と課題

男女共同参画社会づくりへの取り組み

平成11(1999)年に国において男女共同参画社会基本法^{注1}が施行され、また、平成22(2010)年には、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして「第3次男女共同参画基本計画」が策定された。県においては、「第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」が策定され、本県における男女共同参画社会の実現をめざして各種施策を推進している。

しかし、性別意識による男女の固定的な役割分担や就労における格差、女性の出産・育児等による就業の中断、パートナーからのさまざまな暴力等、男女共同参画社会の実現は、まだ道半ばの状況であるといわれている。

本市では、平成23(2011)年1月に地域における男女共同参画に関する活動および交流の拠点として沖縄市男女共同参画センターを開設し、同年、沖縄市男女共同参画推進条例を制定した。現在は「第2次沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめきプラン)」にもとづき、男女共同参画社会の実現に向け「きらめきフェスタ」の開催をはじめ、啓発紙「きらめき」を発行するとともに、沖縄市女性団体連絡協議会との連携を図り、さまざまな機会をとらえて男女共同参画への意識啓発等に努めているところである。今後も、女性の社会

参加促進はもとより、性別にかかわらず、すべての人の人権や個性が尊重されるまちをめざし、市役所庁内の連携を強化することにより、これまで推進してきた事業の充実を図り、本市の実情に即した男女共同参画社会のあり方を促進する必要がある。

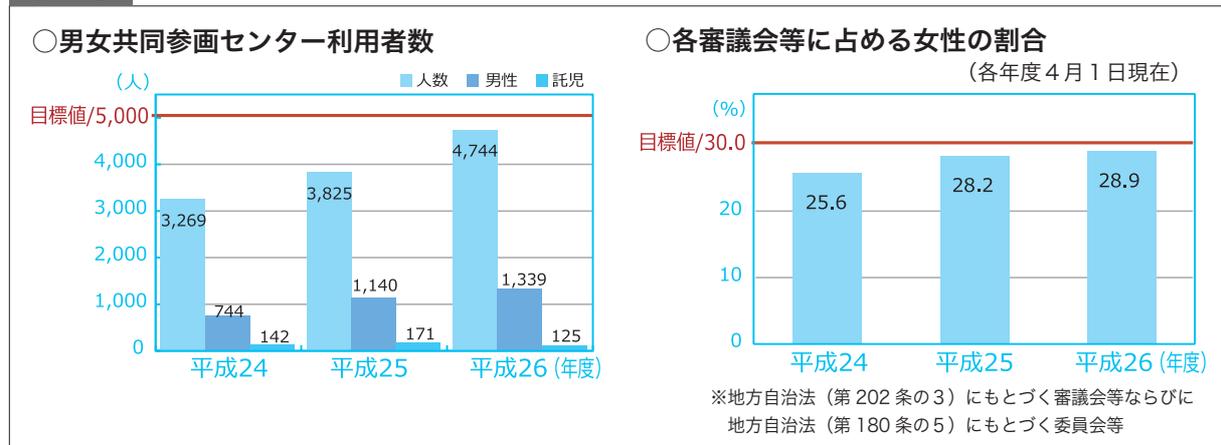
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

少子高齢化社会が進むなか、子育てだけではなく、介護に関して労働時間に制限を持つ割合が高くなっており、仕事と家庭の両立が厳しい状況がある。沖縄市男女共同参画センターでは、仕事時間の短縮を図り仕事と生活の調和をめざす講座等の開催や、両立支援制度の周知を図る取り組みをおこなっており、引き続きワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む必要がある。

関係団体等とのネットワークの拡充

男女共同参画社会を推進する拠点施設である沖縄市男女共同参画センターにおいて、意識啓発や人材育成、相談案内業務等の充実を図るとともに、市民および市民団体の主体的な活動を支援し、男女共同参画社会づくりに向けたネットワークの拡充を図ることが重要である。

参考



用語の解説

◆注1 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の理念を実現するために、平成11(1999)年6月23日に公布・施行された法律。

男女共同参画社会を実現するための5つの柱

- ①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等の立案および決定への共同参加
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調

基本構想

都市像 **3** 心がふれあい 安心の輪でつながるまち

基本方向 **1** 人とひとのきずなを深め ともに生きる

施策 03 「ちゅいしいじい」の助けあいの心でつながる福祉のまちを推進する

▼ 施策の方向

1. 福祉のまちづくりの推進

地域における交流や社会的なつながりを深め、市民参加を主体とした地域福祉活動を推進し、福祉・保健・医療・介護等の連携による福祉のまちづくりを推進する。

2. 「ちゅいしいじい^{注1}」の心で広げる担い手の育成

市民の相互扶助の意識を高め、「ちゅいしいじい」の助けあいの心の醸成とボランティア人材など福祉の担い手を育成し福祉活動を促進する。



3. 福祉コミュニティの充実と情報発信の強化

市民・社会福祉関係団体・行政などの関係機関の連携強化により、地域の福祉課題を把握する仕組みづくりの促進と支えあいのネットワークの活性化を図るとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、多様な媒体をとおして福祉情報を発信する。



【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
福祉ボランティア養成研修参加者数	217 人	340 人	社会福祉協議会実施のボランティア事業における養成研修参加者数
小地域ネットワーク事業指定自治会数	36 ケ所	37 ケ所	全自治会が指定を受けることを目標とする

【関連する部門別計画や指針など】

・第4次沖縄市地域保健福祉計画（平成24～28年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ボランティア事業補助金
- ・ふれあいのまちづくり推進事業補助金
- ・沖縄市社会福祉協議会補助金
- ・沖縄市民生児童委員協議会補助金

▼ 現状と課題

福祉のまちづくりの推進

少子高齢化の進行や核家族化、ライフスタイルの変化等に伴い、家族間や地域における相互扶助機能など社会的つながりや地域社会のあり方が変容している。

だれもが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域課題や福祉ニーズをふまえ、市民や社会福祉関係団体との協働による新たな地域保健福祉計画を策定する必要がある。

「ちゅいしいじい」の心で広げる
担い手の育成

公的なサービスだけでは対応できない日常的な見守りや緊急時の対応等の課題があり、多様化する地域の福祉ニーズに応じていくためには、「ちゅいしいじい」の心の醸成と支援をする側、される側が互いに支えあう仕組みづくりや福祉の担い手の育成が求められている。

福祉コミュニティの充実と
情報発信の強化

だれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、福祉コミュニティの充実に向け、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等が中心となり、小地域ネットワーク事業^{注2}やボランティア活動の支援などに取り組んでいる。

また、福祉政策や福祉サービス等に関する情報発信については、必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細かな取り組みが求められている。

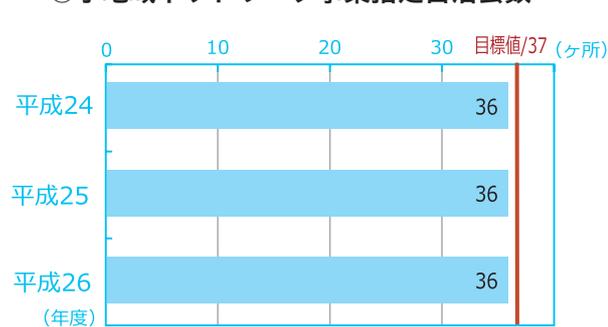


参 考

○福祉ボランティア養成研修参加者数



○小地域ネットワーク事業指定自治会数



用語の解説

◆注1 ちゅいしいじい

互いに助けあうさま。(相手の見返りの有無にかかわらず、自分にできることは進んで提供し、支援しあおうという考え方)

◆注2 小地域ネットワーク事業

自治会を中心とした住民参加型の福祉のまちづくりを進める事業で、各自治会の特性に応じた地域福祉活動をおこなう。

はじめに

基本構想

後期基本計画

資料編

都市像 **3** 心がふれあい 安心の輪でつながるまち基本方向 **1** 人とひとのきずなを深め ともに生きる**施策 04 高齢者の安心在宅生活を支援する**

▼ 施策の方向

1. 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援のサービスが一体となって提供される地域包括ケアシステムを構築するため、地域包括支援センターの充実強化を図る。

また、高齢者を支援するための人材育成を継続するとともに、地域、医療・介護の関係機関、行政等が連携し共に支えあう体制づくりを推進する。

2. 認知症高齢者等の支援の充実

認知症高齢者等の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域において、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすため、認知症の理解に向けた普及・啓発、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等が提供できる体制づくり、認知症高齢者等とその介護者への支援等に取り組む。

3. 生活環境づくりの支援と在宅生活の促進

介護保険制度における住宅改修等の給付事業やシルバーハウジング（高齢者向け住宅）の整備等をとおして、高齢者が介護や支援を必要とする場合でも、住み慣れた地域で安心して生活できるように支援するとともに、介護保険給付の対象とならない高齢者に対しても、住まいの確保や心身の状態に応じた生活環境づくりなどの相談・支援に取り組む。

また、家族による介護を継続していくことができるよう、介護者に対する相談・支援体制を強化し、家族介護者支援の充実を図る。

4. 生きがい活動と社会参加の促進

高齢者が培った知識・経験や技術等を活かし、社会参加を通じて生きがいのある生活ができるよう、健康増進やスポーツ・文化活動、ボランティア等の学びや活躍の場づくりの推進および移動支援等による参加を促進するとともに、沖縄市シルバー人材センターや老人クラブ等の高齢者団体を支援する。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
高齢者の生きがいづくり支援事業参加者数	4,746 人	9,500 人	高齢者生きがい活動支援に関する定例講座参加延人数
認知症サポーター数	2,032 人	6,000 人	認知症サポーター養成講座修了受講者数

【関連する部門別計画や指針など】

- ・第5次沖縄市高齢者がんじゅう計画（平成27～29年度）
- ・第4次沖縄市地域保健福祉計画（平成24～28年度）

【主な事業や取り組み】

- ・地域包括支援センター事業
- ・緊急通報体制等整備事業
- ・高齢者住宅等安心確保事業
- ・沖縄市老人クラブ連合会補助金
- ・沖縄市シルバー人材センター運営補助金
- ・高齢者の生きがいづくり支援事業
- ・認知症サポーター養成事業

用語の解説

◆注1 高齢化率

65歳以上の人口が総人口に占める割合。
 沖縄市 平成26年：17.0%
 平成27年：17.7%

◆注2 シルバーハウジング

高齢者が地域社会のなかで自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、設備や運営面で高齢者が利用しやすいように配慮された公的賃貸住宅。生活相談員が配置され、必要に応じ、生活指導・相談・安否の確認・一時的な家事援助・緊急対応等のサービスをおこなう。

▼ 現状と課題

地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向け、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっている。地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性にもとづき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされ、日常生活圏域ごとの体制づくりが求められている。

今後、要となる地域包括支援センターの配置増を進め、適切な日常生活圏域を検討するとともに、それぞれの課題を顕在化させるため、圏域ごとに（第二層）協議体を起ち上げ、地域包括ケアシステムを構築する。

本市の高齢化率^{注1}は17.7%（平成27(2015)年10月1日現在）で、今後も増加傾向が続くものと推測され、平成32(2020)年度には20.5%になると見込まれており、高齢者を地域で支援する人材の育成は重要である。

認知症高齢者等の支援の充実

本市の要介護認定者における認知機能の低下により何らかの生活支援を要する人の割合は、全国および県と比較し高い状況にあり、全国的にも高齢者の約4人に1人が認知症またはその予備群といわれている。認知症であっても、その意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における見守り体制を構築するため、適切な支援がおこなえる「人」「環境」「体制」づくりが求められている。

本市においては、平成26(2014)年度より認知症サポーター養成講座を実施し、地域住民の理解を深めるための普及・啓発により、認知症にやさしいまちづくりに取り組んでいる。今後、認知症の容態に応じた適時かつ適切な医療・介護等が提供できる体制を整えるため、認知症地域支援推進員を配置し認知症初期集中支援を実施するほか、行政や地域、関係機関等の連携体制を充実する必要がある。

生活環境づくりの支援と在宅生活の促進

要介護者・要支援者については、介護保険における住宅改修費や福祉用具費の給付をとおして、住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるよう支援している。住宅改修費および福祉用具費については、平成27(2015)年度中に受領委任払い制度を整備し、平成28(2016)年度から実施予定である。

高齢者に配慮した住宅施策として、市営住宅におけるシルバーハウジング^{注2}の整備等を実施してきたが、民間の賃貸住宅に暮らす高齢者も多く、保証人の確保など定住条件の点で不安を抱える状況もうかがえる。介護保険給付外での住宅改修支援の強化や、心身の状態に応じた住環境づくりの相談支援、民間賃貸住宅への入居支援の整備が求められている。

また、これまで介護技術の習得や介護用品の支給など、家族の負担軽減を図ってきたが、就労や生活等の課題をふまえ、家族介護者支援のさらなる充実に取り組む必要がある。

生きがい活動と社会参加の促進

沖縄市シルバー人材センターは、高齢者の豊富な社会経験と優れた能力を活かし、生きがいの充実と社会参加を図ることを目的に、「自主・自立」「共働・共助」の基本理念をふまえ、積極的な活動を展開しているが、受託事業の減少や会員数の伸び悩み等の課題を抱えている。国も働く意欲を持った高齢者に人手不足分野や育児・介護等の現役世代を支える分野での就労を推進する取り組みをはじめ、本市においても、国・県の関係機関と連携した支援が求められている。

老人クラブは、各地域において高齢者が自らの生きがいと健康づくりをめざした各種活動をおこなう重要な組織である。自らの生活だけではなく地域交流や社会貢献等の活動も展開しており、活動支援をはじめ、会員の確保やリーダーの育成が必要である。

全ての高齢者が生きがいや役割をもてるよう、各種講座や活動の場の拡充が求められている。

参 考

○高齢者の生きがいづくり支援事業参加者数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加者数	4,546人	4,657人	4,746人
定例講座数	12回	12回	12回

○緊急通報体制等整備事業利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
設置台数	258台	273台	210台

○沖縄市シルバー人材センター会員数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会員数	742人	661人	633人

○老人クラブ会員数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
単位クラブ数	31団体	31団体	31団体
会員数	4,103人	4,145人	4,145人

都市像 **3** 心がふれあい 安心の輪でつながるまち基本方向 **1** 人とひとのきずなを深め ともに生きる

施策 05 障がいのある人もない人もだれにでも暮らしやすい地域社会を推進する

▼ 施策の方向

1. 総合的かつ計画的な取り組みの推進

障がい者が必要な時に必要な場所で適切な支援が受けられるよう、関係機関との役割分担と緊密な連携のもと、効果的かつ効率的に施策を推進するため、高齢者、医療関係、子ども・子育て関係等、障がいのある人に関する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図る。

2. 当事者本位の総合的な支援

障がいのある人もない人も等しく地域社会の一員であり、相互に人格と個性を尊重していく必要があることを認識し、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立ち、乳幼児期から総合的かつ一貫した切れ目のない適切な支援が受けられるよう、福祉、医療、教育、雇用等の各分野の有機的な連携のもとで各施策を展開する。

3. 障害特性等に配慮した支援

障がい者の年齢・性別、障害の種類や状態、生活の状況等に応じた個別的な支援の必要性をふまえ、身体・知的・精神障害をはじめ、難病、発達障害、

高次脳機能障害、盲ろう、内部障害等について、市民の理解の促進に向けた広報・啓発活動および施策の充実を図るとともに、国や県、その他の関係機関や事業所等との連携・適切な役割分担のもと、地域の実情に即した支援をおこなう。

4. アクセシビリティ^{注1}の向上

障がいの有無にかかわらず、市民がその能力を最大限に発揮しながら安心して暮らしていくことができるよう、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図る。

5. 障がい者の自己決定の尊重および意思決定の支援

障がい者が自らの意思決定にもとづき、社会参加する主体であることをふまえ、障がい者に関する施策の実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を尊重するよう努めるとともに、障がい者本人が適切に意思決定をおこない表明することができるよう、相談・支援および意思疎通のための手段を選択する機会の提供に取り組む。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
主な居宅系サービスの利用者数	154 人	230 人	グループホーム等を利用して地域生活をおこなっている人数

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 第4次沖縄市障がい者プラン（平成27～32年度）
- ・ 第4期沖縄県障害福祉計画（平成27～29年度）
- ・ 第4次沖縄県障害者基本計画（平成26～33年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ （仮称）沖縄市障がい者権利条例の制定
- ・ 自立支援給付費
- ・ 障害児通所支援等給付費
- ・ 地域生活支援事業
- ・ 重度心身障がい者（児）医療費助成事業

▼ 現状と課題

総合的かつ計画的な取り組みの推進

障がい者が、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、障がい者施策を推進しているところである。

さらに効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者、医療関係、子ども・子育て関係、男女共同参画等、障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な展開を図ることが重要である。

当事者本位の総合的な支援

障がい者および障がい児がその有する能力・適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営み、安心して地域生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供などの支援をおこなっている。

今後は、障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、総合的に切れ目のない支援をおこなうことが重要となってくる。

障害特性等に配慮した支援

平成28(2016)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されることから、障がいを理由とする差別をなくし、だれもがいきいきと暮らしていくことのできる社会をめざした、さらなる意識啓発等も必要となっている。

今後の障がい者施策は、性別、年齢、障害の特性や状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性をふまえて策定・実施する必要があるため、障がい者団体および家族会等への支援を図っていくことも重要となってくる。

アクセシビリティの向上

障害者基本法第2条においては、障がい者を「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がい者が経験する困難や制限が障がい者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点が示されている。

近年、目に見える「障壁」としてハード面でのバリアフリー化は年々進んできているが、障がいのある方に対する市民の理解不足等により嫌な思いをした経験のある方が多いとのアンケート結果もあり、今後はソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ることが重要である。

障がい者の自己決定の尊重 および意思決定の支援

これまで、障がい者の日常生活や就労等に対する相談・支援体制の整備・充実をはじめ、重度化・重複化する障がいへの支援や啓発活動等による理解促進等を図ってきた。

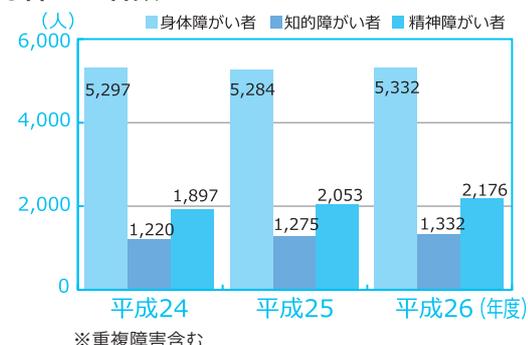
すべての人の尊厳が守られる社会づくりを促進するため、平成26(2014)年4月に「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」、平成28(2016)年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行される等の背景もあり、本市においても、障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定にもとづき社会に参加する主体となるよう、障がい者施策の実施にあたっては、障がい者および家族等関係者の意見を尊重する「障がい者の自己決定の尊重および意思決定の支援」が重要となってくる。

参考

○居住系サービスの利用状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活訓練 (宿泊型)	48人	43人	35人
共同生活援助 (グループホーム)	66人	83人	119人
共同生活介護 (ケアホーム)	18人	23人	—
計	132人	149人	154人

○障がい者数



用語の解説

◆注1 アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること、またどの程度利用しやすいか、利用しやすいこと。

基本構想

都市像 **3** 心がふれあい 安心の輪でつながるまち

基本方向 **2** 心も身体も元気 はつらつ生活を支援する

施策 01 だれもが心身共に健康で、いきいきと暮らせる地域づくりを推進する

▼ 施策の方向

1. ライフステージ^{注1}の特性に合わせた健康づくり支援

ライフステージの特性に合わせた健康づくりや食育活動を促進し、市民を取り巻く地域や関係団体・機関等との協働を図り、市民それぞれが主体的に取り組める環境整備を推進する。

2. 地域社会資源等を活用した生活習慣病対策の促進

特定健康診査^{注2}や各種がん検診等の受診率向上に向け、地域や関係団体・機関等と連携した受診勧奨の強化や受診環境の充実・拡充に取り組み、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療へつなげる。

また、特定保健指導等の有所見者支援を促進することで病気の重症化防止を図る。

3. 感染症予防の推進

感染症に関する正しい知識の普及・啓発および予防接種率等の向上を図

り、感染症の予防および蔓延防止に努めるとともに、流行の多いインフルエンザ等については、予防接種の接種勧奨に取り組む。

4. 介護予防と自立支援の推進

介護予防に関する知識の普及・啓発を図り、介護が必要となるおそれのある方を含むすべての高齢者の自立を支援し、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりの実現をめざす介護予防を推進する。また、自主的な介護予防に取り組んでいる個人や団体等に対し、継続した活動がおこなえるよう支援する。

5. 難病患者等の地域生活の支援

難病患者への障害福祉サービスの周知および利用促進を図るとともに、小児慢性特定疾病児等への日常生活用具の給付等により、難病患者等の地域での生活を支援する。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
特定健康診査受診率	34.8%	60.0%	第2期計画（H25～H29）目標値 市町村国保：健診・保健指導 60%
高齢者地域交流支援事業参加者延人数	10,436 人	17,510 人	

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ヘルシーおきなわシティ 21（平成26年度）
- ・第2次沖縄市食育推進計画（平成26年度）
- ・沖縄市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年度）
- ・第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画（平成25年度）

【主な事業や取り組み】

- ・健康づくり推進事業
- ・特定健診・特定保健指導事業
- ・健康増進事業
- ・食の自立支援事業
- ・予防接種事業
- ・高齢者地域交流支援事業^{注3}

用語の解説

◆注1 ライフステージ

人間の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。

◆注2 特定健康診査

平成20(2008)年度よりはじまった、40～74歳までの公的医療保険加入者を対象に、糖尿病等の予防を目的とした健康診査。

◆注3 高齢者地域交流支援事業

在宅の高齢者に対し、公民館等において、体操やレクリエーション等の生きがい活動をおこない、社会的孤立感の解消と健康増進、介護予防を図る事業。

▼ 現状と課題

ライフステージの特性に合わせた健康づくり支援

国においては、高齢者の医療の確保に関する法律の改正や健康増進法および食育基本法が制定されており、健康づくりや食育の取り組み、疾病予防を積極的に推進するための環境整備がすすめられている。厚生労働省の第2期特定健康診査等実施計画における目標が見直され、市町村国保の健康診査実施率および特定保健指導実施率が60%となったことから、本市における目標も見直しをおこなった。

また県においても、長寿世界一の復活に向け、21世紀における沖縄県の行動計画として健康増進計画「健康おきなわ2010」を「健康おきなわ21」行動計画へと改定し、その中で、県民一体の新たな健康づくり運動の展開に取り組んでいる。

本市においても、すべての市民が生涯を通じて健やかで自立した生活を営み、社会を支える一員として活躍し続けることが求められており、その実現に向け、地域や関係機関等が一体となりライフステージの特性に合わせた健康づくりへの施策に取り組む必要がある。

地域社会資源等を活用した生活習慣病対策の促進

本市の国民健康保険医療費（平成23(2011)年度）に占める生活習慣病に掛かる医療費の割合は全体の30.4%で、ある程度予防可能な病気にもかかわらず高い割合を占めている。その要因として、働き盛り世代の健診未受診や医療受診自己中断等があり、社会全体での対策が必要である。また特定健康診査受診者

（平成23(2011)年度）の約5割が何らかの有所見の状況にあり、引き続き生活習慣病対策を促進していく必要がある。

感染症予防の推進

予防接種によって免疫水準を高めることは、感染症の流行抑制の有効な手段の一つであるものの、本市の接種率は、一部を除き流行の抑制には万全とは言えない状況にある。健康意識の向上、疾病予防の対策が重要であり、予防接種の接種率向上に向けた対策を強化していく必要がある。

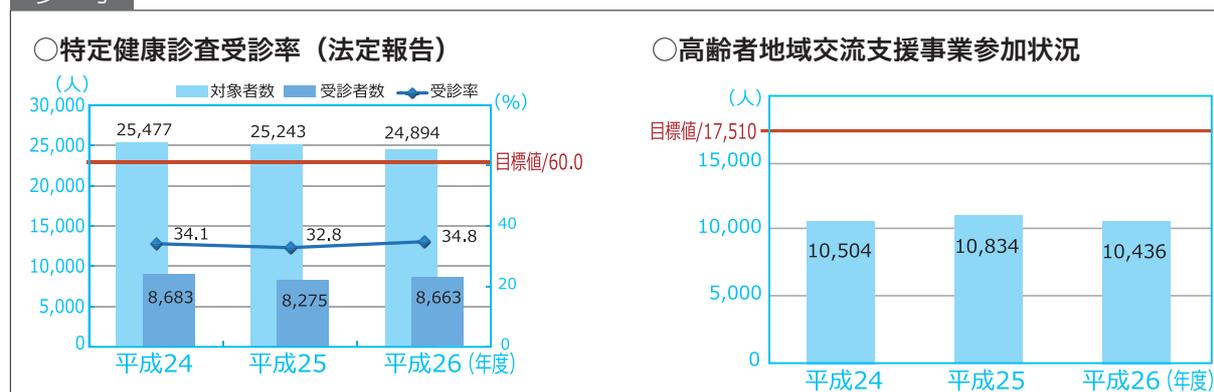
介護予防と自立支援の推進

高齢者が要支援・要介護状態になるのを防ぐため、高齢者の生活調査をおこない、筋力低下予防、認知症予防、閉じこもり予防などに取り組んできたが、高齢者が生きがいと役割をもてるよう生活支援も一体となった介護予防や地域づくりをめざす、介護予防サービスの内容のさらなる充実が求められている。また、地域における介護予防活動の推進と住民主体による介護予防活動、居場所づくりの普及・整備や継続的な活動への支援等をおこない、高齢者の心身の健康増進へつなげる必要がある。

難病患者等の地域生活の支援

難病患者については、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」の対象として明記されたことにより、障害福祉サービスの対象となったことから、積極的な周知活動に取り組んでいく必要がある。

参考



都市像 **3** 心がふれあい 安心の輪でつながるまち基本方向 **3** いきいきと働き 希望が実現できるまちをつくる

施策 01 雇用の対策と働きがいのある就労環境をつくる

▼ 施策の方向

1. 雇用の拡大と就労支援の充実

ハローワーク等の関係機関との連携強化により、求人情報の提供をはじめ、合同企業説明会や就労就職支援講座の開催、雇用のマッチングの促進など雇用の拡大および就労支援の充実を図る。

また、若年者の高い失業率の改善に向けては、関係機関と連携して相談体制の構築を図り、就職や職場定着を支援するとともに、キャリア教育におけるジョブシャドウイング^{注1}や職場体験のコーディネート、新規学卒者への就職面接会の開催等に取り組む。

2. 情報通信関連産業における就労の促進

情報通信技術の進展と産業分野の多様化に対応するため、人材育成やキャリア形成など就労の定着に向け支援するとともに、情報通信関連施設の機能を充実するなど情報通信関連産業における就労を促進する。

3. 中小企業従事者の福利厚生の充実

沖縄中部勤労者福祉サービスセンターの会員および中部地区市町村の加入促進に向けた支援をおこなうとともに、中小企業退職金共済制度の普及等を支援し、中小企業従事者の福利厚生 of 充実を図る。

4. 駐留軍離職者等の雇用・生活の安定

沖縄駐留軍離職者対策センターへの支援により、離職者の再就職に向けた職業訓練、無料職業紹介、求人開拓や健康相談などを促進し、駐留軍離職者等の雇用・生活の安定を図る。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
沖縄市就労支援センター就職者数	525 人	500 人	

【主な事業や取り組み】

- ・ 沖縄市就労支援センター運営事業
- ・ 情報通信産業施設管理運営事業
- ・ 若年者就労等支援事業
- ・ 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター補助金
- ・ 雇用対策事業

用語の解説

◆注1 ジョブシャドウイング

アメリカで定着している職業教育の一つで、中学生や高校生が半日程度、企業で働く従業員に密着し、職場での仕事について観察するというもの。

◆注2 IT

情報技術。インターネット、通信、コンピュータなど情報に関する技術。

▼ 現状と課題

雇用の拡大と就労支援の充実

厳しい雇用情勢（本市の完全失業率13.7%平成17年国勢調査）をふまえ、市独自の雇用対策として沖縄市就労支援センターおよび職業紹介室を開設し、きめ細やかな就労相談、市内各所への巡回相談、合同企業説明会や就労支援講演会等の開催、緊急雇用創出事業等を活用した失業者等の就職支援に取り組んできた。しかし、平成22年国勢調査において本市の完全失業率は14.5%となり、特に若年者の雇用情勢が厳しい状況となっていることから、沖縄労働局との「雇用対策協定」の締結など、関係機関との連携強化および効果的な事業の実施に取り組んでいる。

今後は、国・県と連携した人材育成および職場定着等を支援するとともに、小・中学校、高等学校等との連携によるキャリア教育や学生ビジネスプランの提案による実践的な就業意識の形成などに取り組み、さらなる雇用の場の拡大と就労支援の充実を図る必要がある。

また、15歳から34歳の通学や就労、家事等をしていない無業者については、複合的で深刻な問題を抱えている場合が多いことから、自立へと導くための支援が求められている。

情報通信関連産業における就労の促進

ワープロや表計算ソフトの基礎講座等を開催し、求職者を含む市民の情報通信技術の向上を図ってきたが、情報通信関連産業の技術が急速に多様化する現状においては、さらに高度な技術を有し、短期間で即戦力となり得る人材が求められていることから、ソフト

ウェア開発や情報処理等の技術力の向上など、企業と求職者のニーズに対応した効果的な就労支援等に取り組む必要がある。

また、情報通信関連施設（沖縄市テレワークセンター、沖縄市IT^{注2}ワークプラザ、沖縄市モバイルワークプラザ）においては、情報通信関連産業の企業誘致および雇用の拡大の拠点として重要な役割を果たしていることから、さらなる利用環境の向上と施設の経年劣化、設備の更新等への対応が求められている。

中小企業従事者の福利厚生充実

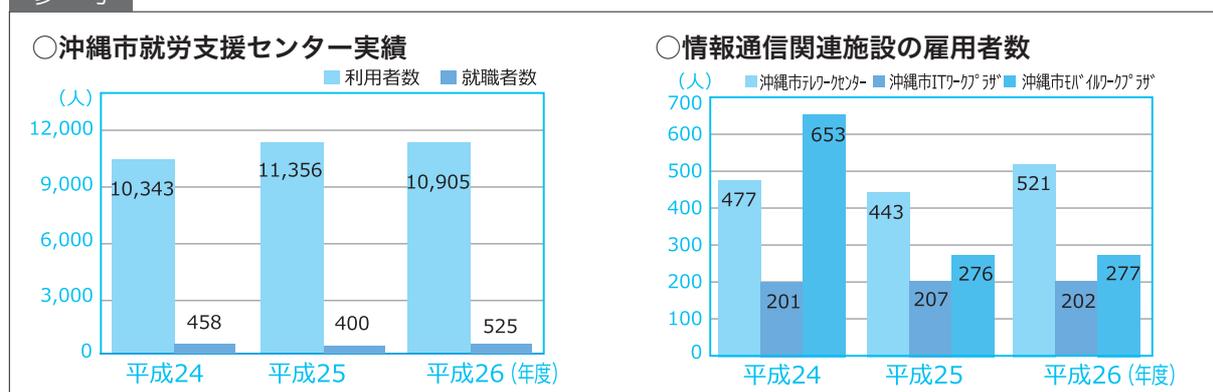
中小企業従事者に対する福利厚生については、中部地域の市町村で「沖縄中部勤労者福祉サービスセンター」を組織し、健康診断や人間ドックへの補助、お祝い金・見舞金の給付、余暇活動の助成等を実施しており、今後も会員拡大および周辺市町村の加入促進に取り組んでいく必要がある。

また、関係機関と連携し、中小企業退職金共済制度の普及、長時間労働の是正や有給休暇の取得を促進するなど、制度等の周知・啓発に取り組む必要がある。

駐留軍離職者等の雇用・生活の安定

これまで県と連携し、駐留軍離職者に対する職業訓練や就労相談・生活相談等に取り組んできたが、米軍再編等の動向によっては多くの離職者が発生する可能性もあることから、離職者対策を継続する必要がある。

参考



都市像 **3** 心がふれあい 安心の輪でつながるまち

基本方向 **4** 自立と生活を支え 確かな安心を築く

施策 01 市民の意識を高め社会保険制度の適正な運用を図る

▼ 施策の方向

1. 国民健康保険^{注1}の健全化と後期高齢者医療制度の運営

国民健康保険料の収納率向上対策本部を中心とした収納体制の強化および収納率の向上、レセプト点検^{注2}による医療費の適正化など、国民健康保険事業の健全化に平成30（2018）年度の制度改正も見据えつつ取り組む。

また、後期高齢者医療制度においても収納率向上に努めるとともに、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、制度の円滑・安定的な運営をおこなう。

2. 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

沖縄市高齢者がんじゅう計画にもとづき、要介護者・要支援者に対するサービスの充実を図りつつ、介護保険制度の適正な運営に取り組む。また、制度のさらなる周知を図り、介護予防と地域における市民協働の意識を高めるとともに地域包括ケアシステムを構築し、持続可能な制度の整備を図る。

3. 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進

高齢期および傷病による障がい等の不測の事態における生活の安心を支える国民年金制度の周知に取り組む。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
国民健康保険料収納率	92.93%	94.0%	現年度分収納率
後期高齢者医療保険料収納率	98.36%	99.0%	現年度分収納率
介護保険料収納率	95.76%	96.2%	現年度分収納率

【関連する部門別計画や指針など】

- ・ 沖縄市国民健康保険事業健全化計画
- ・ 第5次沖縄市高齢者がんじゅう計画（平成27～29年度）

【主な事業や取り組み】

- ・ 国民健康保険事業
- ・ 介護保険事業
- ・ 後期高齢者医療事業

用語の解説

◆注1 国民健康保険

市町村が運営する被用者保険適用外の自営業者などを対象とする医療保険。

◆注2 レセプト点検

保険医療機関等から、医療費の保険者負担分を請求するために発行される明細書（診療報酬・調剤報酬明細書（レセプト））が、正しく請求されているか点検すること。

▼ 現状と課題

国民健康保険の健全化と後期高齢者医療制度の運営

国民健康保険制度は構造的な問題が従来から指摘されており、これに対処するための社会保障と税の一体改革の中で、平成27(2015)年5月に国民健康保険法が改正された。これにより、これまで市町村がおこなってきた国民健康保険事業は、平成30(2018)年度から都道府県と市町村が共同でおこなうこととされ、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は保険料の徴収や保険給付など住民に近い業務を担うこととなった。また、国民健康保険事業の運営体制の変更とともに国による大幅な財政支援もおこなわれることとなっている。

国による財政支援により、全国の市町村の国民健康保険事業の財政状況は改善する見込みであるが、所得が全国に比べて低く、財政基盤が脆弱な沖縄の国民健康保険においては、厳しい状況がある程度残されていくものと考えられる。

保険料収納率の向上など財政健全化の努力をこれまで同様おこないつつ、沖縄の国民健康保険が抱える問題を他市町村と連携しながら国に対して訴えていく必要がある。

後期高齢者医療制度の保険料収納率については、年々微増し続けているものの、県平均値に至っていないことから、さらなる向上を図る必要がある。

また、国においては一時、制度廃止の検討がされたものの、今後も存続する方向性が示されているが、国民健康保険の広域化に伴う影響や国におけるさらなる見直しなど、動向に注視していく必要がある。

介護保険サービスの充実と制度の適正運営

平成37(2025)年には「団塊の世代」が75歳以上になるため、後期高齢者の割合が増え、介護・支援を必要とする高齢者の増大が予想される。国は、平成27(2015)年度に介護保険制度を改正し、平成37(2025)年を見据えて地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の拡充、保険料負担の公平化を推し進めており、介護予防と地域における市民協働の意識啓発が、介護保険制度を継続的に実施していく上で重要性を増している。

そのため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現に向けて、本市の実情に合った介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施し、併せて地域密着型サービス等の整備を図っていく必要がある。

また、既存の介護保険制度のみならず、今後展開される総合事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた市民協働の意識啓発等、改正後の介護保険制度の周知をどう図っていくかが課題となっている。

将来の安心を支える国民年金制度の普及促進

年金制度に対する不安感や不信感が高まる中、国においては、新たな年金制度の創設が検討されており、その動向をふまえつつ、若年者層など国民年金の未納者への納付または免除申請等の促進および保険料未納に伴う低額年金や無年金等の問題の解決が強く求められている。

参 考

○国民健康保険事業特別会計決算状況

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
728 百万円	723 百万円	636 百万円

○一般会計からの基準外繰入金

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1,000 百万円	1,100 百万円	900 百万円

○国民健康保険料収納率（一般現年度分）

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
91.85%	92.20%	92.93%

○介護保険料収納率（現年度分）

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
95.74%	95.88%	95.76%

都市像 **3** 心がふれあい 安心の輪でつながるまち基本方向 **4** 自立と生活を支え 確かな安心を築く**施策 02** 生き生きとした暮らしと自立を促進する

▼ 施策の方向

1. 生活保障と自立支援

要保護者の困窮の程度に応じた必要な保護をおこない、最低限度の生活を保障するとともに、継続的・専門的な支援により自立を促進する。また、面接相談および現業員（ケースワーカー）等の充実を図るなど組織体制の整備に努め、生活保障の適正な実施を図る。

2. 生活困窮者の自立促進

低所得者世帯やホームレス等の生活困窮者に対する自立相談や住宅確保等の支援を沖縄市パーソナルサポートセンターで実施し、関係機関との連携により各種制度等の活用を促すなど、自立した生活の維持・向上を促進する。

3. 自殺対策の推進

いのちの重さや尊さ、生きることの大切さを普及・啓発するとともに、自殺予防に対応できる人材の育成および庁内連携の強化や関係機関等との連携による相談・支援体制の充実を図り、自殺対策を推進する。

【施策の目標値】

指 標	現状値 [H26]	目標値 [H32]	説 明
生活保護世帯の高校進学率	72.1%	100%	

【関連する部門別計画や指針など】

- 生活保護事務実施方針および事業計画（毎年度）

【主な事業や取り組み】

- 生活保護適正実施事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 自殺対策事業

▼ 現状と課題

生活保障と自立支援

平成26(2014)年度における本市の被保護世帯数は3,539世帯、保護率^{注1}が34.95%と、平成4(1992)年度以降、被保護世帯数や扶助費(約77億円)は年々増加傾向にある。

被保護世帯の約半数は高齢者世帯であり、全世帯の約4分の3が単身世帯である。高齢者世帯については、単身で生活する少額年金受給者や無年金者も少なくないこと、扶養義務者等の失業や収入減により援助が得られなくなるなど保護を受給する主な要因としてあげられており、高齢化の進展に伴い、今後も被保護世帯の増加が見込まれる。また、障がい者を抱える世帯には経済的支援等が必要な世帯も多いことから、生活保護における障がい者世帯が増加している。

少子高齢化や核家族化の進行等により、経済的自立だけではなく、社会的自立に向けた指導・援助が求められており、就労や日常生活等における自立支援の取り組みの強化および専門員の配置等による組織的支援体制の充実が必要である。

生活困窮者の自立促進

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者の早期発見と横断的な支援体制の構築が求められているため、生活困窮者への円滑なワンストップサービスが実現できるよう、必要な環境整備、横断的な支援体制等を構築していく必要がある。また、こどもの貧困の連鎖を防止するため、経済的支援だけではなく就学支援、学習支援等の積極的な支援を継続しておこなっていく必要がある。

自殺対策の推進

市民一人ひとりが自殺予防のための行動(気づき・つなぎ・見守り等の行動)が実践できるよう、普及啓発に努めるとともに、自殺の危険性を早期に発見し、適切な相談・対応をおこなうための人材育成を図る必要がある。

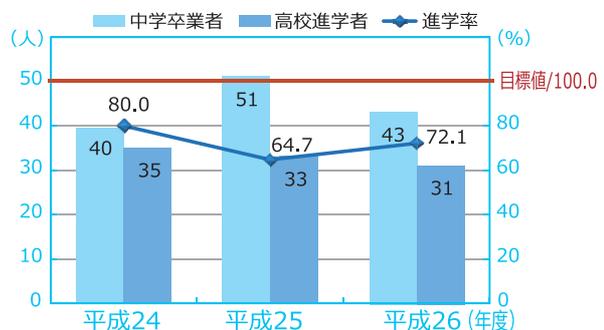
参考

○被保護世帯および生活保護費の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
世帯数	3,146	3,356	3,539
人員	4,344人	4,653人	4,855人
保護率	31.72%	33.57%	34.95%
生活保護費	6,933百万円	7,494百万円	7,788百万円
保護率(市部平均)	25.32%	26.09%	26.67%

※世帯数、人員、保護率は年度平均値。
生活保護費は決算額。

○生活保護世帯の高校進学状況



用語の解説

◆注1 保護率

市人口1,000人に対する被保護人員の比率を示す数値。
係数は% (パーミル)。